

小矢部市監査委員告示第6号

住民監査請求にかかる監査結果について

平成24年10月3日付けで提出のあった住民監査請求について、監査した結果を地方自治法第242条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年11月29日

小矢部市監査委員 鶴 見 喜 秋
小矢部市監査委員 中 西 正 史

第1 監査の請求

1 請求人 小矢部市〇〇 〇〇〇〇

2 請求書の提出 平成 24 年 10 月 3 日

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書の内容は次のとおりである。

(1) 請求の要旨 (原文のまま)

一 監査請求の要旨

小矢部市長を含む当時の総務部長等、決裁責任者及び担当部署の観光振興課長ら職員は、平成 21 年度から平成 23 年度まで小矢部市道の駅の足湯施設維持管理業務を「小矢部市道の駅の管理に関する基本協定書」で契約締結しているにもかかわらず、別契約で管理業務を締結し二重契約をしていた、5,817,000 円を指定管理者から市に返還を求める。

また、別途直接契約した施設の利用料金を契約せず、徴収しなかった利用料金 3 年分を市に返還を求める。

また、地産売場の運営をして利益を得ている業者 (N & N S) から徴収すべき施設利用料金 3 年分、5,552,688 円を市に納めることを求める。

また、足湯の電気料金、上下水道料金を徴収していなかった金額を調査して、契約相手から徴収することを求める。

指定管理者 (N & N S) は、施設管理業務を市の承諾なしで実施し、施設管理委託費として、市から平成 21 年度、4,440,000 円、平成 22 年度、23 年度は 8,879,000 円支払われているのに、平成 21 年度、22 年度の施設管理委託費使用は 0 円、平成 23 年度は、2,302,700 円しか使用してなく、年度別事業報告にも、定期清掃管理業務、自動扉開閉装置保守点検業務、植栽管理業務 (芝生及び樹木) など実施されず、協定書をまったく守っておらず、市からの支払い分、22,198,000 円と使用額の差額 19,895,300 円を市に返還を求める。

また、足湯の管理 (告示で定められたレジオネラ属菌の検査、塩素濃度測定及び適正な塩素濃度の保持、) をしておらず、管理料 1,899,160 円を市に返還を求める。(別紙参考資料及び理由書参照)

また、指定管理者は、市の許可を得ずに施設外売店 (つかさ及び田舎の出店) を設置させ、市に設利用料金を入金しなかった金額の 3 年分、805,110 円を市に返還すること。

また、指定管理料として認められていない役員報酬、9,000,000 円を支払っており、これを市に返還させることを求める。

また、基本協定書に定められた施設管理専従職員及び観光振興業務専従職員 (2 名) を配置せず、定められた施設管理及び観光振興業務を実施し

ていないので、人件費3年分、8,283,000円を市に返還させること。

また、営業時間を市の承認もなしに基本協定書に定められた時間を探すことなく短縮し、地産売り場の出店者からの苦情も出ているのに漫然と営業し、出店者及び市に与えた損害額の返還を求める。

以上のとおり、数多くの基本協定違反（小矢部市道の駅の管理に関する基本協定書第25条3項、4項、5項に該当）があり、指定管理者の管理能力がないと思慮しますので、新たな指定管理者の選定を求める。

二 違法または不当な行為

小矢部市長を含む当時の総務部長等、決裁責任者及び担当部署の観光振興課長ら職員は、足湯の施設管理業務は基本協定書で実施することになっているにもかかわらず、契約の必要のない別契約を締結していた。（小矢部市道の駅の管理に関する基本協定書第5条2項）

また、締結すべき施設利用料金の契約、徴収すべき施設利用料金、足湯の下水道料金等の徴収をしなかった。

指定管理者は、基本協定書に定められた施設等の維持管理業務を実施しなかった。

また、足湯の管理（定期的なレジオネラ属菌の検査、残留塩素濃度の測定及び規定値の保持）を実施しなかった。告示（レジオネラ症を予防するために必要な処置に関する指針、厚生労働省告示第264号 平成15年7月25日、小矢部市道の駅の管理に関する基本協定書第5条2項違反）

また、管理内容等が変更された場合、お互いに算出し、協議して決定する施設利用料金（売店等の賃貸部分）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないのに、市長に変更申請もせず、市長の承認もない状態で利用料金を勝手に徴収し、自らの収入とした。（地方自治法第244条の2の9、業務上横領罪 刑法第253条違反）

また、役員報酬は指定管理料に含まれない。（別添積算書）

また、施設管理専従職員及び観光振興業務専従職員を配置せず、定められた施設管理及び観光振興を実施していない。（小矢部市道の駅の管理に関する基本協定書業務仕様書、業務基準違反）

また、営業時間を市の承諾もなしに短縮した。（小矢部市道の駅の管理に関する基本協定書業務仕様書、業務基準違反）

指定管理者は協定書を無視して、ずさんな管理をして不正な利益を上げ、市民の貴重な税金を浪費している。

また、市もまかせっきりでは正指導も行っていない。

また、監査委員及び市議会は、年度別事業報告書のように、指定管理料

と会社の一般経費と一緒に報告（小矢部市施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則第5条の4項の条例に違反、基本協定書第28条違反）しており監査できる書類ではなく、領収書など証拠書類も添付されない報告書（監査出来ない状態）で監査してきたのが数多くの不正を見逃してきたのが要因であり、職務怠慢で、手当等の返納を求める。

三 措置請求が一年を経過した理由

今年度初めて、平成21年度から平成23年度の情報公開にて知りえた為

（2）事実を証する書面

情報公開請求により交付された小矢部市道の駅の管理に関する基本協定書等一式（事実を証する書面については、本件監査結果では添付を省略する。）

第2 請求の受理

住民監査請求書については、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の所定の要件を具備していると認められたため、平成24年10月15日付をもって、これを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が主張するように市が指定管理に係る契約等を怠り、市に損害を与えたのか、また指定管理者により違法又は不当な行為があり、市に損害を与えた事実があるのかを監査対象事項とした。

2 監査対象課

監査対象課を産業建設部観光振興課及び指定管理者である株式会社N&N Sとし、関係書類の提出を求めた。

3 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成24年11月14日に請求人の陳述の機会を設けたが、請求人から陳述は行わない旨の回答がなされた。

4 監査対象課への監査

法第242条第4項の規定に基づき、平成24年11月14日に監査対象課である観光振興課及び株式会社N&N Sを対象として監査を実施した。

第4 監査の結果

1 事実関係等の確認

監査対象事項について、関係する条例、規則等との照合、関係書類等の調査を

実施した結果、次のように事実を確認した。

(1) 小矢部市道の駅条例（平成20年6月24日条例第28号）について

小矢部市道の駅条例

(目的及び設置)

第1条 小矢部市の自然、歴史、建築物等の地域資源の活用、農産物等の地場産品の販売並びに観光情報及び地域情報の発信により、市民と来訪者の交流促進、地域産業の振興及び賑わいの創出による地域の活性化を図るとともに市民の安心・安全の確保を図ることを目的として、小矢部市道の駅（以下「道の駅」という。）を設置する。

(位置)

第2条 道の駅は、小矢部市桜町1535番地1に置く。

(施設)

第3条 道の駅に次に掲げる施設を置く。

- (1) 道路利用者の休憩施設
- (2) 飲食物販施設
- (3) 地域農産物売場
- (4) 市民交流施設
- (5) 防災施設
- (6) 前各号に掲げるものの付帯施設

(事業)

第4条 道の駅は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路利用者への休憩の場の提供
- (2) 農産物等の地場産品、飲食物その他の物品を販売するための施設の提供
- (3) 観光情報及び地域情報の発信
- (4) 市民と来訪者との交流の促進
- (5) 近隣市町との交流の促進
- (6) 防災施設の管理運営
- (7) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者の管理)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定によ

り、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に道の駅の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第6条 前条の規定により指定管理者に行わせる業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) 道の駅の施設、設備等の維持管理
- (3) 第8条（第1項を除く。）の規定による利用の承認に関する業務
- (4) 第9条に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

（開館日及び開館時間）

第7条 道の駅の開館日及び開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（施設の利用承認等）

第8条 飲食物販施設において営業をしようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市民交流施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。
- 3 市長及び指定管理者は、第1項又は前項の承認をする場合に、道の駅の管理上必要な条件を付すことができる。
- 4 市長及び指定管理者は、第1項又は第2項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用承認をしないものとする。
 - (1) 道の駅の管理運営上支障があるとき。
 - (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、道の駅を利用させることが適当でないとき。
- 5 施設の利用承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用料金）

第9条 飲食物販施設の利用料金の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 飲食物販施設以外の施設の利用料金の額は、別表第3に定める金額の範囲内にお

いて、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として收受する。

(利用料金の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(利用の制限及び利用承認の取消し)

第12条 市長及び指定管理者は、第8条第1項又は第2項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をした施設の全部若しくは一部について利用を制限し、又は利用の承認を取り消すことができる。

(1) 利用の目的又は利用条件に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(入場の拒否等)

第13条 指定管理者は、入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、道の駅への入場を拒み、道の駅の利用を制限し、又は道の駅からの退場を命ずることができる。

(1) 他の入場者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。

(2) 道の駅の施設、設備等を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、建物、設備、備品等を損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。指定管理者の指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、同様とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔平成21年9月30日規則第22号により、平成21年10月24日から施行〕

(利用料金の特例)

- 2 この条例の施行の日以後3年に限り、第9条第1項の飲食物販施設（フードコート及び物販コーナーに限る。）の利用料金の額は、別表第2の規定にかかわらず、基本利用料にあっては同表の規定により計算して得た額の2分の1に相当する額とし、売上歩合利用料にあっては無料とする。

(指定管理者の指定に係る手続)

- 3 この条例の規定による指定管理者の指定に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第7条関係)

施設名	室名等	開館日	開館時間
道路利用者の休憩施設	情報・観光コーナー、公衆便所及び駐車場	毎日	午前0時から 午後12時まで
	コインシャワー	毎日	午前9時から 午後9時まで
飲食物販施設	フードコート、物販コーナー及び仮設売場	毎日	午前9時から 午後9時まで
	自動販売機コーナー	毎日	午前0時から 午後12時まで
地域農産物売場	地域農産物売場	毎日(1月1日を除く。)	午前9時から 午後7時まで
市民交流施設	展示コーナー、体験交流室、フリー スペース、交流広場等屋外施設	毎日	午前9時から 午後9時まで

別表第2 (第9条関係)

単位：円

室名等	基本利用料（年額）	売上歩合利用料（年額）
-----	-----------	-------------

フードコート	建物価格×7%+土地価格×5%	(年間売上額-5,000万円) × 10%
物販コーナー	同上	(年間売上額-1億円) × 5%
仮設売場	土地価格×5%	(年間売上額-1,000万円) × 10%
自動販売機コーナー	無料	売上額の30%以内で市長が定める額

備考

- 1 利用料金は、基本利用料及び売上歩合利用料の合計額とする。
- 2 建物価格及び土地価格は次の計算式によって算出した金額とする。
 - ア 建物価格
路線価等を考慮して算定した適正な価格×利用の承認を受けた面積
 - イ 土地価格
売上歩合利用料を計算して得た金額が1円未満である場合の売上歩合利用料は、無料とする。
- 3 売上歩合利用料を計算して得た金額が1円未満である場合の売上歩合利用料は、基本利用料又は売上歩合利用料に1円未満の端数が生じた場合の利用料金は、これを切り捨てた額とする。

別表第3（第9条関係）

施設名	室名等	利用料金			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	12時～17時	17時～21時	9時～21時
市民交流施設	展示コーナー	720円	1,200円	960円	2,880円
	体験交流室	750円	1,250円	1,000円	3,000円
	フリースペース（2室）	1室当たり700円（全日）			
	交流広場等屋外施設	1m ² 当たり20円（全日）			
	附属設備	実費を勘案して市長が定める金額			
道路利用者の	コインシャワー	1回（10分）当たり200円			

休憩施設		
------	--	--

備考

- 1 フリースペースの利用日数は、1回の申請につき7日以上90日以内とする。
- 2 市民交流施設の利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合、商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合の利用料金は、当該施設の利用料金に、売上額の10パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 冷房又は暖房設備を利用する場合の利用料金は、当該施設の利用料金に、当該利用料金の20パーセントに相当する額を加算した額とする。ただし、付属設備の場合を除くものとする。
- 4 仕込み（搬入）又は搬出のために利用する場合の利用料金は、当該施設の利用料金の50パーセントに相当する額とする。
- 5 展示コーナー及び体験交流室について、承認を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の利用料金の額は、1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）につき、当該利用時間帯の利用料金の30パーセントに相当する額とする。また、利用時間の短縮による利用料金は、減額しない。

(2) 指定管理料等の支出

平成20年9月24日付けで締結した「小矢部市道の駅の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）」に基づき、指定管理者（株N&NS）へ指定管理料として、平成20年度：624,000円、平成21年度：11,546,000円（内修繕料200,000円）、平成22年度：19,615,000円（内修繕料400,000円）、平成23年度：19,615,000円（内修繕料400,000円）を支出している。

また、平成21年度より委託している「道の駅メルヘンおやべ足湯輸送等管理業務（以下「管理業務」という。）」は、平成21年度：903,000円、平成22年度・平成23年度：2,457,000円を支出している。

2 請求の整理

本件請求において、請求人は平成20年度に締結した「基本協定書」に基づく指定管理料及び平成21年度から毎年契約している「管理業務」における委託料について、一部、不当な支出があるとし、指定管理料等の一部について返還措置を求めている。

請求人が不当な支出とする理由を整理すると次のようになる。

(1) 足湯の管理業務について

- ①「基本協定書」第5条第2項において、足湯のレジオネラ属菌の検査及び清掃

業務を実施することになっているが、別に「管理業務」を締結し、足湯の管理について二重契約を結んでいる。

②足湯のレジオネラ属菌の検査が実施されていない。

③足湯の残留塩素濃度の測定及び規定値の保持がされていない。

④足湯の下水道料金等を徴収していない。

(2) 施設利用料金について

①飲食物販施設出店者との利用料金に関する年度別契約を締結せず、利用料金を徴収していない。

②地域農産物売場を運営している(株)N&NSから、利用料金を徴収していない。

(3) 指定管理業務に係る指定管理料について

①施設等の維持管理業務の一部を、市の承諾なしで再委託している。また、基本協定書に定めてある施設等の維持管理業務が実施されていない。

②市の承認を受けず、仮設店舗の出店を認め、施設利用料金を徴収し自らの収入としている。

③指定管理料の積算に含まれていない役員報酬を支出している。

④基本協定書に定めてある施設管理専従職員及び観光振興業務専従職員を配置していない。

⑤市の承認を受けず、営業時間を変更(短縮)している。

3 本件についての監査対象課の説明

(1) 足湯の管理業務について

①「足湯の管理委託を二重契約している。」との主張について

「基本協定書」で定めている足湯の管理業務は、通常清掃とレジオネラ属菌の検査としており、「管理業務」では、温泉源泉の輸送、バラの運搬及び塩素濃度検査について委託している。

指定管理者選考(平成 20 年 7 月 22 日募集開始、9 月 24 日基本協定書締結)時には、足湯の管理業務の仕様について詳細が決定しておらず、足湯輸送等の管理業務については「募集要項」及び「基本協定書」には定めていなかったため別途管理が必要な業務である。このことから別途管理業務委託契約(平成 21 年 10 月 22 日契約、委託料 903,000 円、平成 22 年度以降は毎年 4 月 1 日契約、委託料 2,457,000 円)を締結したものであり、請求人の主張には理由がない。

②「足湯のレジオネラ属菌の検査が実施されていない。」との主張について

平成 24 年 9 月 26 日に足湯のレジオネラ属菌の検査を実施しており、請求人の主張には理由がない。

③「足湯の残留塩素濃度の測定及び規定値の保持がされていない。」との主張について

残留塩素濃度の測定は毎日実施され、塩素濃度の管理も適正に行われており、請求人の主張には理由がない。

④「足湯の下水道料金等を徴収していない。」との主張について

足湯の下水道料金等については、指定管理料に含まれておらず、市が支払うものであり、未払い金 124,573 円については市が 9 月 28 日に納付し、その後も毎月、適正に納付しており、請求人の主張には理由がない。

(2) 施設利用料金について

①「飲食物販施設出店者との利用料金に関する年度別契約書を締結せず、利用料金を徴収していない。」との主張について

利用料金に関する年度別契約書は未締結ではあったが、判明した時点において年度別契約書(平成 24 年度分は 10 月 1 日契約)を締結している。また、利用料金については「小矢部市道の駅条例(以下「条例」という。)」第 9 条第 3 項の規定により、指定管理者が適正に徴収しており、請求人の主張には理由がない。

②「地域農産物売場を運営している(株)N & N S から、利用料金を徴収していない。」との主張について

運営業務は「募集要項」、「基本協定書」に基づき指定管理者の業務であり、また、条例には地域農産物売場の利用料金を定めていないことから、請求人の主張には理由がない。

(3) 指定管理業務に係る指定管理料について

①「施設等の維持管理業務の一部を、市の承諾なしで再委託している。また、基本協定書に定めてある施設等の維持管理業務が実施されていない。」との主張について

施設等の維持管理業務の再委託については、口頭での事前承諾及び管理報告書の閲覧のみという事務手続き上の不備があったので、早急に事務手続を行う。

なお、「基本協定書」に定めてある施設等の維持管理業務については適切に行われていることから、請求人の主張には理由がない。

②「市の承認を受けず、仮設店舗の出店を認め、施設利用料金を徴収し自らの収入としている。」との主張について

仮設店舗の出店に際し、市において事務手続き上の不備はあった。ただし、判明した時点で適正な事務処理(10 月 1 日仮設店舗の出店承認)を行っている。

なお、施設利用料金の収入については、条例第 9 条第 3 項の規定に基づくものであり、請求人の主張には理由がない。

③「指定管理料の積算に含まれていない役員報酬を支出している。」との主張について

役員報酬については指定管理料からの支出ではなく、(株)N & N S の運営費からの支出であり、請求人の主張には理由がない。

④「基本協定書に定めてある施設管理専従職員及び観光振興業務専従職員を配置していない。」との主張について

「基本協定書」には専従職員の配置は定めておらず、また「基本協定書」に定めている人員は配置されていることから、請求人の主張には理由がない。

⑤「市の承認を受けず、営業時間を短縮している。」との主張について

営業時間の短縮については、口頭での事前承認のみという事務手続き上の不

備があった。ただし、判明した時点で適正な事務処理(10月1日開業時間等変更の承認)を行っており、請求人の主張には理由がない。

4 判断

本請求について、前記事実関係等の確認、監査対象課の説明及び関係資料調査の結果に基づき、次のように判断する。

(1) 足湯の管理業務について

①「基本協定書」第5条第2項において、足湯のレジオネラ属菌の検査及び清掃業務を実施することになっているが、別に「管理業務」を締結し、足湯の管理について二重契約を結んでいるとの主張について。

監査対象課が説明しておるとおり、平成20年9月24日に小矢部市と株式会社N&NSが締結した小矢部市道の駅の管理に関する基本協定書第1項には「管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。」とされ、同条第2項には、「前項各号に掲げる業務の細目は、別紙1「仕様書」に定めるとおりとする。」と規定されている。別紙1「仕様書」5業務の範囲と基準 (5)道の駅の施設、設備等の維持管理に関する業務には「小矢部市道の駅条例及び同条例施行規則に基づき、道の駅施設、設備の良好な維持管理業務を別表2業務別仕様書「施設等の維持管理業務仕様書」による行う。」と定められており、別表2業務別仕様書「施設等の維持管理業務仕様書」(1)業務基準エには「コインシャワー室は清掃に専念し、清潔、良好な状態を保つこと。足湯については、水質基準や清掃などの法的規制はないが、レジオネラ属菌の検査を定期的に行う。」と規定されている。一方、平成21年10月22日に契約されている「道の駅メルヘンおやべ足湯輸送等管理業務」では、源泉輸送業務、足湯用バラ切り花運搬業務及び設備機器管理業務(足湯芳香用材料代(バラ等)含む)を行うこととされている。このことから基本協定書第5条第2項に反していることなく、二重契約であり5,817,000円を市に返還せよとの請求人の主張には理由がない。

②足湯のレジオネラ属菌の検査が実施されていないとの主張について及び③足湯の残留塩素濃度の測定及び規定値の保持がされていないとの主張について。

足湯のレジオネラ菌属の検査については、平成24年9月26日に実施されていた。また、残留塩素濃度の測定については毎日3回実施され、管理についても残留塩素濃度が0.4mg/Lとなるよう管理されていた。このことから基本協定書第5条第2項に反していることはなく、足湯の管理をしておらず、管理料1,899,160円を市に返還せよとの請求人の主張には理由がない。

なお、残留塩素濃度が毎回0.4mg/Lとなっていることについては、濃度管理後の数値が記載されていたためであり、今後は管理前と管理後の数値を記載するよう改善を求める。

④足湯の下水道料金等を徴収していないとの主張について。

足湯の下水道料金の支払いについては、平成 20 年 7 月に小矢部市企画室企画政策課が作成した小矢部市道の駅指定管理者募集要項には記載がなく、平成 24 年 7 月頃まで下水道を使用していることも市職員及び指定管理者も認識していなかったことから、当初に設定した指定管理料には支払うべき金額が含まれておらず、市が直接支払うべきものだと考える。以上のことから、足湯の下水道料金を指定管理者から徴収せよとの請求人の主張には理由がない。

なお、足湯の下水道料金は観光振興課から未払いの状況であったため、平成 21 年度からの未払い分 124,573 円については、平成 24 年 9 月 28 日に観光振興課から納付があったことを確認した。

(2) 施設利用料金について

①飲食物販施設出店者との利用料金に関する年度別契約を締結せず、利用料金を徴収していないとの主張について

市と飲食物販施設出店者と年度別契約書を締結することは、平成 21 年 2 月 17 日に締結した小矢部市道の駅飲食施設に関する覚書第 6 条第 3 項に「乙が支払う施設利用料金は、別途「年度別契約書」に定めるものとする。」と規定されており、また、平成 21 年 3 月 17 日に締結した小矢部市道の駅物販施設に関する覚書第 6 条第 3 項に「乙が支払う施設利用料金は、別途「年度別契約書」に定めるものとする。」と規定されている。今回年度別契約書が締結されていなかったことについては今後そのようなことがないよう強く要請するものであるが、利用料金については小矢部市道の駅条例第 9 条第 1 項に定める「飲食物販施設の利用料金の額は、別表第 2 のとおりとする。」で計算された金額を、同条第 3 項「利用料金は、指定管理者がその収入として收受する。」の規定のとおり適正に指定管理者が収入したものである。従って地方自治法第 244 条の 2 第 9 項及び刑法第 253 条に反しており、指定管理者に対して、別途直接契約した施設の利用料金を契約せず、徴収しなかった利用料金 3 年分を市に返還せよとの請求人の主張には理由がない。

なお、平成 24 年度の年度別契約書については、平成 24 年 10 月 1 日に締結されていることを確認した。

②地域農産物売場を運営している(株)N & N S から、利用料金を徴収していないとの主張について。

地域農産物売場については、平成 20 年 7 月に小矢部市企画室企画政策課が作成した小矢部市道の駅指定管理者募集要項Ⅱ管理業務に関する事項 2 に管理業務範囲が規定されており、指定管理者が行う業務の範囲に通常の業務として「④地域農産物売場の運営管理に関する業務」と定められている。また、小矢部市道の駅の管理に関する基本協定書の小矢部市道の駅指定管理者業務仕様書 5 (4) に地域農産物売場の運営管理に関する業務に小矢部市で生産される

農林水産物等を市内外の消費者に直接販売することが規定されており、道の駅指定管理者が直接運営管理するものである。また、小矢部市道の駅条例第9条に利用料金に関して規定してあるが、地域農産物売場についての規定がないことから、その料金については道の駅指定管理者が直接収受すべきものであり、市へ利用料金を支払うべきものではない。よって、地域農産物売場から利益を受けている道の駅指定管理者から、徴収すべき施設利用料金の3年分として5,552,688円を市に納めよとの請求人の主張には理由がない。

(3) 指定管理業務に係る指定管理料について

①施設等の維持管理業務の一部を、市の承諾なしで再委託している。また、基本協定書に定めてある施設等の維持管理業務が実施されていないとの主張について。

施設の維持管理業務の委託については、小矢部市道の駅の管理に関する基本協定書の小矢部市道の駅指定管理者業務仕様書4業務基準において「(3)再委託 ア指定管理者は、仕様書で規定する業務の全部又は一部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。イ指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ小矢部市の承諾を得なければならない。」とされている。今回はその手続きに不備があったことが判明し、今後事務改善に努めるとの説明があった。よって、早急な改善を求めるものである。また、維持管理の記録についても適切に行いうよう要請する。なお、維持管理については適切に行われていると認められることから、22,198,000円の返還を求めている請求人の主張には理由がない。

②市の承認を受けず、仮設店舗の出店を認め、施設利用料金を徴収し自らの収入としているとの主張について。

小矢部市道の駅条例第8条第1項に「飲食物販施設において営業しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならぬ。」と規定されており、小矢部市道の駅条例施行規則（平成21年規則第23条）第2条第1項に「飲食物販施設を利用して営業をしようとする者は、あらかじめ飲食物販施設利用承認申請書を市長に提出しなければならぬ。」とされ、同条第2項に「市長は、飲食物販施設の利用を承認したときは、飲食物販施設利用承認書によりその旨を通知する。」と規定されている。今回はその手続きに不備があり、飲食物販施設利用承認書が交付されないまま営業されていたことは、誠に遺憾であり今後そのようなことがないよう強く要請するものであるが、利用料金については小矢部市道の駅条例第9条第1項に定める「飲食物販施設の利用料金の額は、別表第2のとおりとする。」で計算された金額を、同条第3項「利用料金は、指定管理者がその収入として收受する。」の規定のとおり適正に指定管理者が収入したものである。

よって、指定管理者が市の許可を得ずに施設外売店を設置させ、市に施設利用料金を入金しなかった3年分の金額805,110円を市に返還せよとの請求人の主張には理由がない。

③指定管理料の積算に含まれていない役員報酬を支出しているとの主張について。

平成20年7月に小矢部市企画室企画政策課が作成した小矢部市道の駅指定管理者募集要項には、指定管理者の主な経費として、「社員、パートタイマーの給与、社会・健康保険料、賞与、退職金」の人物費を想定しているが、役員報酬については指定管理料の積算には含まれていない。今回の株式会社N&NSが支払っている役員報酬については、決算書から指定管理料からの支出ではなく、株式会社N&NSの運営費からの支出と認められるので、役員報酬9,000,000円を返還せよとの請求人の主張には理由がない。なお、小矢部市道の駅の管理に関する基本協定書第28条に「乙は、管理業務に関して、他の事業経理と別途に会計を設け明確にしなければならない。」と規定されているので、今後経理区分を明確にするよう求める。

④基本協定書に定めてある施設管理専従職員及び観光振興業務専従職員を配置していない。

小矢部市道の駅の管理に関する基本協定書の小矢部市道の駅指定管理者業務仕様書4業務基準において、人員の配置について規定されており、「管理者は施設の管理運営業務を行う責任者（駅長）を1名配置するほか、必要な有資格者等、適正な職員を配置する。」と定められている。また、5業務の範囲と基準では観光情報等の提供案内業務についても規定されており、「人員配置要員の中から観光案内業務を行うに当たり必要な知識等を有する者を業務対象の開館時間内において1名以上配置する。（交代で従事することも可とする。）」と定められている。人員については協定書により配置されており、管理も適正に行われている。よって人物費3年分8,283,000円を返還せよとの請求人の主張には理由がない。

⑤市の承認を受けず、営業時間を変更（短縮）している。

道の駅の開館時間については、小矢部市道の駅条例第7条に「道の駅の開館日及び開館時間は、別表第1のとおりとする。」と規定されているが、但し書きには「ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。」としている。本来その承認は文章により行われなければならないと考えるが、今回は文章により行われておらず、誠に遺憾であり至急改善を求めるものである。しかしながら平成24年10月1日に承認が行われており、市に与えた損害の返還を求めるとの請求人の主張には理由がない。なお、出店者に与えた損害額については公金の範囲とは考えられないの

で、今回の監査対象とはしない。

なお、監査委員に対して職務怠慢で、手当等の返還を求めているものについては、指定管理者への監査について、地方自治法第199条第7項に「監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えていたり出納した他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。」と規定されている。この規定により財政援助団体等の監査については任意なものであり、また、監査の内容についても監査委員の判断に委ねられており、監査結果についても監査委員が責任を負う性質なものではない。

5 結論

以上のことから、本件の住民監査請求における請求人の主張には、理由がないものと判断する。